

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-27 の 2 プログラム等改変システム 7-27 の 2-1 性能要件（書面等による審査） [自動運行装置を備えない自動車] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びプログラム等を改変する機能を有しない自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-00 の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車及び大型特殊自動車の電気装置については、当分の間プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。 なお、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項、第 99 条第 5 項、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項、第 42 項関係） (2) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(1) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 6 項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 [自動運行装置を備える自動車] (3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、UN R156-00 の 7.2. に定める基準に適合するものでなければならない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項関係） (4) 次に掲げる電気装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3) の基準に適合するものとする。（細目告示第 99 条第 6 項関係） ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第 75 条の 3 第 1 項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置	8-27 の 2 プログラム等改変システム 8-27 の 2-1 性能要件（視認等による審査） [自動運行装置を備えない自動車] (1) 自動運行装置を備えない自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及びプログラム等を改変する機能を有しない自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等の適切な改変を確保できるものでなければならない。 ただし、指定自動車等以外の自動車及び大型特殊自動車の電気装置については、当分の間プログラム等改変システムに係る基準を適用しない。 なお、型式等の認証時に備えられたプログラム等改変システムに係る電気装置以外の電気装置の変更又は取付にあつては、当該基準を適用しない。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 177 条第 4 項、適用関係告示第 14 条第 20 項、第 24 項、第 26 項、第 42 項関係） [自動運行装置を備える自動車] (2) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等の適切な改変を確保できるものであること。（保安基準第 17 条の 2 第 4 項、細目告示第 21 条第 4 項関係）

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
7-27 の 2-2 欠番 7-27 の 2-3 欠番 7-27 の 2-4 適用関係の整理 [自動運行装置を備えない自動車の従前規定] (1) 自動運行装置を備えない自動車であって、次に掲げるものは、プログラム等改変システムの基準は適用しない。(適用関係告示第 14 条第 24 項関係) ① 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有する自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前に製作された自動車 イ 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 7 月 1 日）から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (イ) 令和 4 年 7 月 1 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 7 月 1 日）以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日（輸入された自動車にあっては令和 5 年 6 月 30 日）以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの ② 電気通信回線を使用してプログラム等を改変する機能（当該改変による自動車の改造が法第 99 条の 3 第 1 項第 1 号の改造に該当する場合に限る。）を有しない自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 5 年 12 月 31 日以前に製作された自動車 イ 令和 6 年 1 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの (ア) 令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 (イ) 令和 6 年 1 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 5 年 12 月 31 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの エ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 8 年 4 月 30 日以前のもの ③ 令和 3 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車 [自動運行装置を備える自動車の従前規定] (2) 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、7-27 の 2-5（従前規定の適用①）の規定を適用する。(適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係) ① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車 ② 令和 4 年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和 4 年 7 月 1 日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和 4 年 6 月 30 日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して 11 か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和 6 年 6 月 30 日以前のもの ⑤ 令和 3 年 3 月 31 日以前の新型届出自動車 [自動運行装置を備える自動車の従前規定] 7-27 の 2-5 従前規定の適用① 自動運行装置を備える自動車であって、次に掲げるものは、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 14 条第 22 項、第 25 項関係) ① 令和 4 年 6 月 30 日以前に製作された自動車	8-27 の 2-2 欠番 8-27 の 2-3 欠番 8-27 の 2-4 適用関係の整理 7-27 の 2-4 の規定を適用する。

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
② 令和4年7月1日から令和6年6月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの ア 令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車 イ 令和4年7月1日以降の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車であって、令和4年6月30日以前の型式指定自動車、輸入自動車特別取扱自動車又は多仕様自動車とサイバーセキュリティシステム及びプログラム等改変システムに係る性能が同一であるもの ウ 指定自動車等以外の自動車 ③ 新たに運行の用に供しようとする多仕様自動車であって、出荷検査証（審査当日において発行日から起算して11か月を経過していないものに限る。）の発行日が令和6年6月30日以前のもの ④ 使用の過程にある多仕様自動車であって、自動車検査証等の備考欄に記載又は記録されている保安基準適用年月日が令和6年6月30日以前のもの ⑤ 令和3年3月31日以前の新型届出自動車 7-27の2-5-1 性能要件（書面等による審査） (1) 自動運行装置を備える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び大型特殊自動車を除く。）の電気装置は、当該装置に組み込まれたプログラム等を確実に改変できるものとして、機能及び性能に関し、書面その他適切な方法により審査したときに、細目告示別添121「プログラム等改変システムの技術基準」に適合するものでなければならない。 (2) 次に掲げる電気装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、(3)の基準に適合するものとする。 ① 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた電気装置 ② 法第75条の2第1項の規定に基づき型式の指定を受けた特定共通構造部に備えられているプログラム等改変システムと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられているプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置 ③ 法第75条の3第1項の規定に基づきプログラム等改変システムの指定を受けた自動車に備えるものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたプログラム等改変システム又はこれに準ずる性能を有する電気装置	